

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

2021年1月1日以降始期契約用

ローン団体扱すまいの火災保険

安心のゴールキーパーでありたい。

GK

すまいの保険



© シンジル & タクセル

三井住友信託銀行で住宅ローンをご利用の方に
団体扱割引が適用されます。



三井住友信託銀行

GK すまいの保険(ローン団体扱用)で、すまいを取り巻くリスクに備えましょう。

「すまいや家財の保険は、火災になったときのことを考えておけば良いのではないですか？」

いいえ、それだけでは十分とはいえません。

すまいを取り巻くリスクは、火災以外にもたくさんあります。

GK すまいの保険(ローン団体扱用)で補償される事故

6

自動車の飛び込みや
不注意などによる

**破損、
汚損等**



1

失火やもらい火による

**火災、
落雷、
ガス爆発などの
破裂・爆発**



2

ひょう
**風災、雹災、
雪災**

による窓ガラスや
屋根の破損



5

台風や集中豪雨に伴う
川の氾濫などによる

水災



4

泥棒に窓ガラスを割られた
などの損害や家財の

盗難



3

給排水設備に発生した
事故などによる

水ぬれ



あなたの大切なすまいは、
主に**6つのリスク**に
取り巻かれています。

しっかりと備えておきたいものです。

地震のリスクもお忘れなく！

地震保険

(原則自動セット)

「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」とあわせてご契約いただきます



地震による
火災



地震による
倒壊



津波による
流失



地震による
損壊

詳しくは、9ページをご参照ください。

お客さまのリスクに応じて
お選びいただけます

オプション の特約

詳しくは、12ページをご参照ください。

三井住友信託銀行で火災保険にご加入されるメリット

メリット その1

三井住友信託銀行でご融資を受けるお客さまには、**ローン団体割引**が適用されます！

※地震保険をセットされた場合の地震保険料に対しては、この割引が適用できません。

メリット その2

火災保険に精通した専門スタッフが、ご契約の手続が完了するまで丁寧に**ご説明、アドバイス**いたします！

メリット その3

お客さまの**すまいやライフスタイル**に応じた**契約プランやニーズにあわせたオプション特約**をお選びいただけます。

万が一の事故のときのお手続

万が一事故にあわれたら

事故にあわれた場合は、
代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
事故受付センター

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ



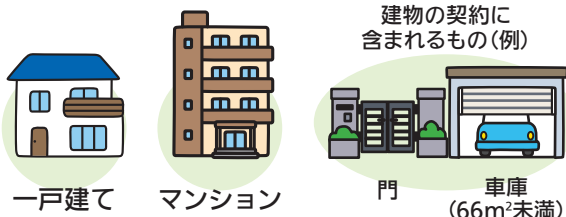
手順 1 保険の対象

リスクに備えるため保険の対象をお選びください。

保険の対象

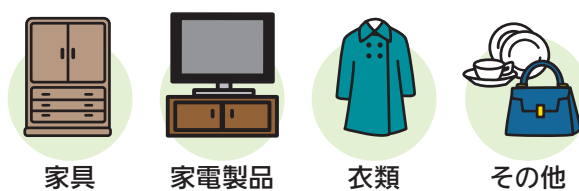
① 建物^(注1)

一戸建てまたは
マンション等の共同住宅



家財^(注2)

家具、家電製品、衣類等



オススメ

② 建物^(注1)と家財^(注2)の両方

家財のみを保険の対象とするご契約はできません。

(注1) 居住用の建物に限りです。建物のみのご契約では、家財は保険の対象に含まれません。また、建物の基礎、門・塀・垣、延床面積が66m²未満の付属建物(物置、車庫等)は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。

(注2) 保険の対象となる家財は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容されるものに限りです。

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに発生した損害は補償されません^(注)。

- 自動車、バイク(総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 動物および植物等の生物
- 通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等
- 証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ

(注)通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等については、盗難による損害が発生した場合に限り、保険の対象として取り扱います。詳細は、8ページ(1)【家財の場合】(注)②③をご参照ください。また、破損、汚損等の事故の場合、ほかにも補償されない家財があります。詳細は6ページ契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合②」をご参照ください。

建物の保険をご検討の方へ…家財の保険もお忘れなく

理由
その1

家具や家電製品、衣類等の財産を
補償するのは**家財の保険**です。



建物の保険に加入していれば、建物に
収容される家財も、補償されると思って
いたのに。



建物と家財の両方を
保険の対象とした場合

建物



家財



建物のみを保険の対象と
した場合

建物



家財



理由
その2

万が一の際に家財を一度に買いそろえ
ると、思った以上に高額になります。



私と夫、小学3年生と1年生の子どもの
4人家族です。そんなに家財は持って
いないと思うのですが。



家財には、**家具類、衣類、寝具類、家電製品をはじめ、歯ブラシや
茶わんに至るまで、さまざまなものがあります。**



たとえば、4人家族(ご世帯主の年齢40才)の場合、
標準的な家財の再調達価額は、
1,400万円にもなります。
(2021年1月時点)



家財の保険金額の設定方法については、7ページをご参照ください。

ぜひ、この機会に家財の保険へのご加入も検討ください。

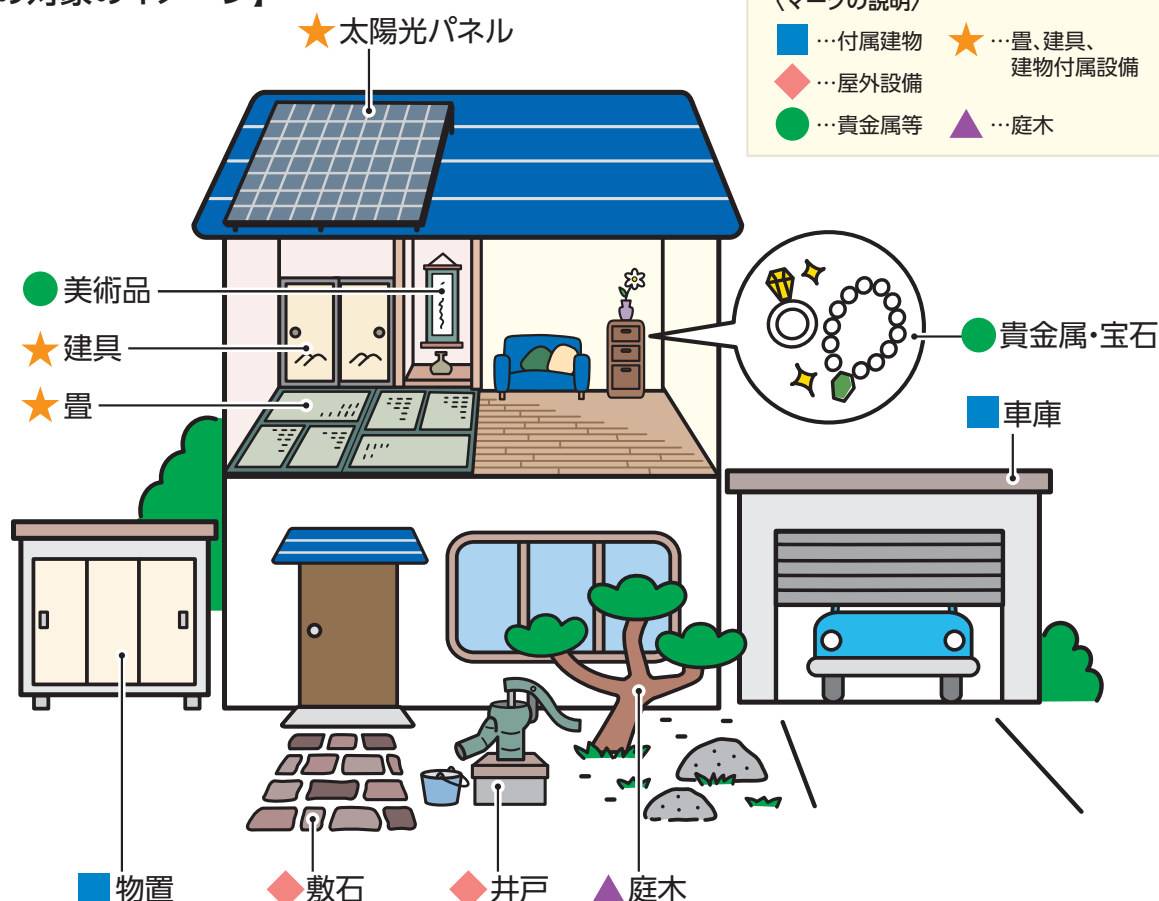
保険の対象に含まれるもの

※保険申込書記載の建物が所在する敷地内に設置または収容されるものに限り、保険の対象に含まれます。

保険の対象		ご注意ください
■ 附属建物 (物置、車庫等)	延床面積 66㎡未満	ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、建物契約の保険の対象に含まれます。
	延床面積 66㎡以上	保険の対象に含める場合は、「屋外明記物件特約」をセットしていただく必要があります。 「屋外明記物件特約」をセットしない場合は、保険の対象に含まれません。 16ページ参照 屋外明記物件特約
◆ 屋外設備 (井戸、側溝、敷石等)		建物契約の保険の対象に含まれます。1回の事故につき敷地内一括で庭木とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。なお、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。 8ページ参照 (1)【建物の場合】 屋外設備の100万円を超える損害についての補償を希望される場合は「屋外明記物件特約」をセットしていただく必要があります。 16ページ参照 屋外明記物件特約
● 貴金属等 (貴金属、宝石、美術品等)		家財契約の保険の対象に含まれます。1個または1組について100万円または家財保険金額のいずれか低い額を損害保険金の限度とします。なお、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額を損害保険金の限度とします。 8ページ参照 (1)【家財の場合】 貴金属等の100万円を超える損害についての補償を希望される場合は「家財明記物件特約」をセットしていただく必要があります。 16ページ参照 家財明記物件特約
★ 畳、建具、 建物付属設備		建物契約の保険の対象に含まれます。
▲ 庭木		建物契約の保険の対象に含まれます。1回の事故につき敷地内一括で屋外設備とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。なお、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。同一の事故により保険申込書記載の建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。 8ページ参照 (1)【建物の場合】

延床面積が66㎡以上の物置、車庫等の附属建物、および100万円を超える屋外設備、貴金属等の補償をご希望の場合は、特約をセットしていただく必要があります。

【保険の対象のイメージ】



手順 2 契約プラン

リスクに対応した契約プランをお選びください。



○：補償されます（保険金をお支払いする事故） ×：補償されません

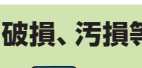
すまいの主なリスク

（保険金をお支払いする主な場合）

契約プラン

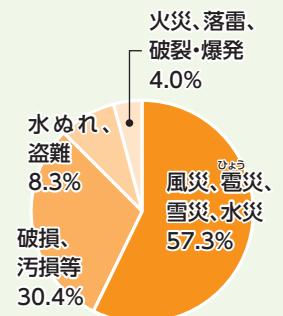
オススメ

マンション等の
共同住宅専用

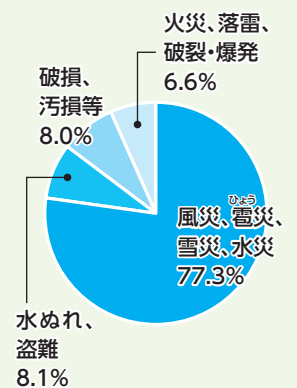
1	火災、落雷、 破裂・爆発 	建物の例) 火災により建物が焼失した。 家財の例) 落雷により家電製品がこわれた。	○	○	○	○
2	風災、雹災、雪災 	建物の例) 台風や雹で窓ガラスが割れ建物が損害を受けた。 家財の例) 台風や雹で窓ガラスが割れ家財が損害を受けた。	○	○	○	○
3	水ぬれ 	建物の例) 給排水設備の破損により部屋が水びたしになった。 家財の例) マンション上階からの水漏れにより、家財が水びたしになった。	○	○	○	○
4	盗難 	建物の例) 泥棒により窓ガラスが割られた。 家財の例) 泥棒により現金や家財が盗まれた。	○	○	○	○
5	水災 	建物の例) 大雨による洪水で床上浸水し、建物が損害を受けた。 家財の例) 大雨による土砂崩れで床上浸水し、家財が損害を受けた。	○	○	×	×
6	破損、汚損等 	建物の例) 自動車が飛び込んできて、建物がこわれた。家具をぶつけてドアをこわしてしまった。 家財の例) 誤ってコーヒーをこぼして、パソコンをこわしてしまった。液晶テレビをテレビ台から誤って落としてこわしてしまった。	○	×	○	×
安心のサービス  暮らしのQQ隊 (水まわりQQサービス・カギあけQQサービス) 詳しくは24ページをご参照ください。			セット されます	セット されません	セット されます	セット されません

参考データ

お支払件数の割合



お支払金額の割合



※「GK すまいの保険」の2017年～2019年度当社支払実績に基づいた数値です。

上表に記載された契約プラン以外に、「エコノミープラン」(①～②)のリスクが補償されます。)があります。このプランには暮らしのQQ隊はセットされません。

※保険の対象が建物の場合、家財の損害は補償されません。なお、家財のみを保険の対象とするご契約はできません。

(注) 保険の対象である建物が共同住宅の場合にご選択いただけます。

地震のリスクに対応した保険

地震保険（「GK すまいの保険（ローン団体採用）」とあわせてご契約いただきます。



地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。「GK すまいの保険（ローン団体採用）」では、地震等を原因とする損害は補償されません。

詳しくは9ページをご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

5ページの表の「○:補償されます(保険金をお支払いする事故)」に該当する事故によって、保険の対象とした建物または家財に発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は8ページをご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明

- 1 **火災、落雷、破裂・爆発** 火災(消防活動による水ぬれを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。
- 2 **風災、^{ひょう}雹災、雪災** 台風、^{せん}旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、^{ひょう}雹災、または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水等を除きます。)をいいます(吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。)
- 3 **水ぬれ** 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または他人の戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます(給排水設備自体に発生した破損等は6の事故になります。)
- 4 **盗難** 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗難に伴い保険の対象に発生した損傷または汚損等の損害を含みます。
- 5 **水災** 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合、または再調達価額の30%以上の損害が発生した場合をいいます。
- 6 **破損、汚損等** 不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、1から4までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって損害を被る事故を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

①以下のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 風、雨、雪、^{ひょう}雹、^{じん}砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害
- 置き忘れまたは紛失による損害
- 建物が存在する敷地外にある家財に発生した事故による損害
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害
- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害
- 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害(火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。)
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害

等

②「6破損、汚損等」については、①の損害のほか以下のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。

- 電氣的・機械的事故によって発生した損害
- 電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害
- 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害
- 詐欺または横領によって発生した損害
- 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化
- 次の家財に発生した損害
 - ・船舶、航空機
 - ・無人機・ラジコン
 - ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
 - ・眼鏡、コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具

等

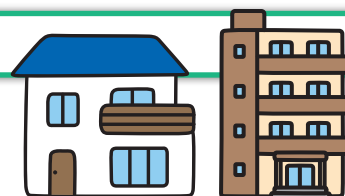
手順 3 保険金額と免責金額

保険の対象に応じて保険金額と免責金額をお決めください。

保険金額の設定方法

建物と家財について、保険金額をお決めください。

※地震保険の保険金額の設定方法は、取扱いが異なります。詳しくは9ページをご参照ください。



(1) 建物の場合（建物保険金額設定上限額方式）

建物保険金額は当社が定める建物の標準評価額の上限（建物保険金額設定上限額）^(注)以下とし、100万円以上1万円単位でお決めください。ただし、建物保険金額設定上限額の10%が下限となります。

^(注) 標準評価額の上限を超える評価額（個別評価額）の根拠をご提示いただいた場合には、建物保険金額設定上限額を、その個別評価額に変更することも可能です。なお、その個別評価額が標準評価額の上限の1.5倍を超える場合には、根拠資料（不動産売買契約書（写）や工事請負契約書（写）等）のご提出が必要となります。

【建物の標準評価額と建物保険金額の設定について（例）】

標準評価額の範囲内での
保険金額設定をおすすめします！

●標準評価額（例）の算出条件（2021年1月時点）

- ・所在地：神奈川県
- ・構造：T構造（耐火）
- ・延床面積：100㎡

・1㎡当たり新築費単価：24.5万円

標準評価額（当社所定の標準評価額の中点）

$= 24.5 \text{万円} \times 100 \text{㎡} = 2,450 \text{万円}$

標準評価額の上限（+30%）

$= 24.5 \text{万円} \times 100 \text{㎡} \times 130\% = 3,185 \text{万円}$

標準評価額の下限（-30%）

$= 24.5 \text{万円} \times 100 \text{㎡} \times 70\% = 1,715 \text{万円}$

標準評価額の上限：3,185万円

当社所定の
標準評価額の範囲

※所在地、構造、延床面積により
算出された評価額の±30%
の範囲をいいます。

標準評価額の下限：1,715万円

建物保険金額
設定上限額

保険金額を
設定可能な範囲

建物保険金額設定の下限：
319万円

（建物保険金額設定上限額
の10%または100万円の
いずれか高い金額）

●建物保険金額の設定につきましては、次の点にご確認ください。

- ① 標準評価額は、再調達価額を基準として算出されます。事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、標準評価額の範囲内でのご契約をおすすめします。
- ② 建物の基礎、門・塀・垣、付属建物（延床面積が66㎡未満の物置・車庫等）は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。保険の対象に含めない場合は、標準評価額が変更となります（マンション戸室の場合を除きます。）。
- ③ 同一の建物について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがありますのでご注意ください。

(2) 家財の場合

家財保険金額は再調達価額以下とし、50万円以上1万円単位でお決めください。

（ご参考）標準世帯における家財の評価額（再調達価額）の目安（2021年1月時点）

下記の評価額を参考にして、保険金額を設定してください。

世帯主の年齢	家族構成	夫婦のみ	夫婦+子ども（18才未満）1人	夫婦+子ども（18才未満）2人
27才以下		550万円	640万円	730万円
28才～32才		710万円	800万円	890万円
33才～37才		990万円	1,080万円	1,170万円
38才～42才		1,220万円	1,310万円	1,400万円
43才～47才		1,400万円	1,490万円	1,580万円
48才以上		1,480万円	1,610万円（注1）	1,700万円（注2）

（注1）夫婦以外に、18才以上の方が1人の場合

（注2）夫婦以外に、18才以上の方が1人と18才未満の子どもが1人の場合

※同一の家財について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがありますのでご注意ください。

※上の表は再調達価額の目安となります。上の表にない家族構成の場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

※1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等は含まれておりません。

免責金額の設定方法

建物と家財について、免責金額をお決めください。

保険の対象	以下の免責金額よりお選びください。
建 物	オススメ 0万円 ^(注1) 、1万円、5万円
家 財 ^(注2)	オススメ 0万円 ^(注3) 、1万円、5万円

(注1) 居住用建物電気の・機械的事故特約は免責金額を0万円とした場合でも特約の免責金額は1万円となります。

(注2) 家財のみを保険の対象とすることはできません。

(注3) 家財の免責金額を0万円とした場合でも家財の破損、汚損等の事故は免責金額3千円を適用します。

免責金額をお決めになる前に、次の点をご確認ください。

免責金額とは支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
免責金額を高く設定すると、低く設定した場合に比べて保険料を抑えられますが、事故が起こった際にご負担いただく金額が大きくなりますので、慎重にご検討ください。

お支払いする保険金の額

(1) 損害保険金

【建物の場合】

【全焼・全壊 ^(注1) の場合】	損害保険金	=	建物保険金額	ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度 ^(注2) とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。
【全焼・全壊以外の場合】	損害保険金	=	損害の額 - 免責金額	

(注1) 全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積

保険の対象である建物の延床面積

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を含みません。

(注2) 損害を被った保険の対象が庭木または屋外設備の場合、損害保険金の額は、1回の事故につき庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。ただし、庭木および屋外設備以外の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を限度とします。
なお、庭木については、同一の事故により建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。

【全焼・全壊時の建物保険金額全額払】

全焼・全壊時(延床面積に対する損害の割合が80%以上)には、建物保険金額をそのままお支払いします。



損害が延床面積の
80%以上

建物保険金額を
全額お支払い
します。

【家財の場合】

損害保険金	=	損害の額	-	免責金額	ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財保険金額を限度 ^(注) とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。
-------	---	------	---	------	---

(注) 以下の保険の対象に発生した損害に対しお支払いする損害保険金は①～③のとおりです。ただし、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額を限度とします。

① 損害を被った保険の対象が貴金属等の場合で、損害の額が1個または1組について100万円を超えときは、損害保険金の額は1個または1組につき100万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。

② 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等については、盗難による損害が発生した場合に限り、損害保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の額は1回の事故につき30万円を限度とします。

③ 預貯金証書(通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)については、盗難によって現金が引き出される損害が発生した場合に限り、引き出された額について損害保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の額は1回の事故につき300万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。

●損害の額の算出方法【建物の場合】【家財の場合】共通

損害の額は再調達価額を基準とする修理費により算出します(盗取の場合は再調達価額とします。)。修理費(修理または交換費用のうちいずれか低い額)には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額を差し引きます。

(2) 損害防止費用

損害保険金をお支払いする事故があった場合、事故による損害の発生または拡大の防止のため消火活動が必要または有益な所定の費用(消火薬剤の再取得費用等)を支出したときに、その実費を損害防止費用としてお支払いします。

手順 4 地震保険 (原則自動セット)

地震保険は震災後の生活再建のサポートを目的として、政府と共同で運営しています。

制度(普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。

地震保険の補償内容

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。

※「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」では、地震等を原因とする損害は補償されません(地震火災費用特約では、保険金をお支払いする場合があります。)



地震による
火災で建物が
焼失した



地震で
建物が
損壊した



地震による
津波で建物が
流された



地震で
家財が
損壊した

地震保険のお申込みについて

地震保険を単独でご契約いただくことはできません。「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」とあわせてお申込みください。なお、地震保険は原則自動セットとしていますので、地震保険に加入されない場合は、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名(または押印)してください。保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

⚠ 警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

地震保険の保険の対象

地震保険の保険の対象は、「**居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。)**」または「**家財(居住用の建物に収容されている場合に限りまう。)**」です。

※地震保険の対象は、「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」で保険の対象となっているものに限りまう。

⚠ 保険の対象とならないもの (「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

- 屋外設備(門、塀、垣、物置または車庫を除きます。)、庭木
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- 自動車、バイク(総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの 等

地震保険の保険金額

地震保険の保険金額は、「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」の**保険金額の30%~50%**の範囲内でお決めください。ただし、保険の対象ごとに右記の限度額が適用されます。

(注) 複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯が異なる戸室ごとに5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができまう。また、マンション等の区分所有建物の場合は、区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。

※地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して右記の限度額を適用します。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円(注)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

地震保険の保険期間

「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」の保険期間が **2~5年の場合** 地震保険の保険期間および保険料の払込方法は「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」と同じです。
6~10年の場合 地震保険は1年または5年ごとに自動的に継続(注)する方式となります。

(注) 特にお申出のない限り「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」の満期まで自動的に継続されます。自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合は22ページ「ご契約の自動継続について」をご参照ください。

地震保険のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、実際の修理費ではなく、損害の程度（「全損」「大半損」「小半損」「一部損」）に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします（実際の修理費や、再築または再取得に要する費用を「実額」でお支払いする火災保険とは異なります。）。

⚠ 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は一般社団法人 日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従います（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは認定基準が異なります。）。保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全 損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 50%以上 または 焼失もしくは流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% [時価額が限度]
大半損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 40%以上50%未満 または 焼失もしくは流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険金額の 60% [時価額の 60%が限度]
小半損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 20%以上40%未満 または 焼失もしくは流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険金額の 30% [時価額の 30%が限度]
一部損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 3%以上20%未満 または 床上浸水 全損・大半損・小半損に至らない建物が、 床上浸水 または 地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% [時価額の 5%が限度]

※損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。

※損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が発生した時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

※損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が11兆7,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する11兆7,000億円の割合によって削減されることがあります（2020年7月現在）。

※72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

保険金をお支払いしない主な場合

	保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害 (例) 地震発生後に泥棒が入り家財が盗まれた		門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物のみに発生した損害 (例) 門や塀のみに損害があった
	地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害 (例) 発生から20日経ってから壁が崩れた		損害の程度が一部損に至らない損害 (例) 建物の主要構造部の損害の額が建物の時価額の3%未満の場合

等

地震保険料控除制度

個人契約の場合、払込みいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます（平成19年1月改正）。

※地震保険料控除は保険料を実際に払込みいただいた年に行われます（口座振替の場合、「実際に払込みいただいた年」は、振替日の属する年となります。）。なお、始期日より前に払込みいただいた保険料は、実際の払込日ではなく、始期日に払込みいただいたものとして取り扱われます。

※2年以上の契約で保険料を一括して払込みいただいた場合、一括払保険料を保険期間（年数）で割った保険料を毎年払込みいただいたものとして取り扱われます。

手順1

保険の対象

手順2

契約プラン

手順3

保険金額と
免責金額

手順4

地震保険

手順5

オプションの特約
自動セット特約

手順6

保険期間と
保険料の払込方法

「ご契約の際に知って
おいていただきたいこと」

「ご契約者で専用ページ」
ご登録のお願い

地震保険の割引制度

地震保険については、保険の対象である建物(または家財を収容する建物)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の(写)をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料(注1)
免震建築物割引 (50%)	免震建築物(注2)に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注3)により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類(注4)(注5) 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限りです。)」等 ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(注4) 例)「フラット35Sの適合証明書」等 ③a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類およびb.「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(注5) 例)a.:「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等
耐震等級割引 (耐震等級3 50% 耐震等級2 30% 耐震等級1 10%)	耐震等級(注2)を有している建物であること	
耐震診断割引 (10%)	1981年(昭和56年)5月以前に新築された建物で、耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等
建築年割引 (10%)	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等 ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」等

(注1) 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

(注3) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

(注4) 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(注5) 「技術的審査適合証」において「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合や「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類のみ提出していただいた場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。

地震は日本全国いつ・どこで発生するかわかりません!

震度6強以上または100人以上の死者・行方不明者を出した主な大地震

家屋の倒壊や土砂崩れ・山崩れなどの被害をもたらした
長野県北部の地震
2014年11月22日

約100年ぶりに発生した
福岡県西方沖地震
2005年3月20日

観測史上初めて、震度7を2回記録した
熊本地震
2016年4月14日(前震)、16日(本震)

約176年ぶりに発生した
新潟県中越地震
2004年10月23日

震度7を北海道で初めて観測した
北海道胆振東部地震
2018年9月6日

津波や液状化現象など広域に未曾有の被害をもたらした
東日本大震災
2011年3月11日

日本付近で発生した
● 主な被害地震の震央分布
(1995年~2018年)

地震対策を見直すきっかけとなった
阪神・淡路大震災
1995年1月17日

(気象庁ホームページ掲載資料をもとに作成)

地震保険金を受け取ったお客さまの声①



津波で全損となったため、残っていた住宅ローンの支払いの足しになりました。

地震保険金を受け取ったお客さまの声②



建物では一部損に至りませんでしたが、家財の小半損認定で部屋のクロスや風呂場のタイル破損の修理に充てられました。

地震保険は建物の再建のみでなく、住宅ローンの返済や引っ越し代の一部とすることができ、被災後の生活を支える保険です。



建物の地震保険だけでは生活再建の費用として足りないこともあります。家財にも地震保険をセットし、しっかり備えましょう。

Q&A 地震保険

Q 火災保険では、なぜ地震による火災を補償していないのですか?

A 大規模地震発生時には、通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下等により焼失面積も著しく大きなものとなります。このため、火災保険で想定していない大規模な火災損害が発生することから、火災保険の補償からは除外して、政府のバックアップのある地震保険で対応することとしています。

Q 地震保険は、なぜ火災保険の保険金額の50%までしか契約できないのですか?

A 巨大地震が発生した場合でも保険金のお支払いに支障をきたさない範囲内での引受けとするため、火災保険の保険金額の50%までとしています。また、これは(被災物件の完全復旧ではなく)被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」の趣旨にも合致しています。

手順 5

オプションの特約 および自動セット特約



さまざまなオプションの特約をお選びください。

事故の際に必要なさまざまな費用に備えるために

自動セット特約



事故時諸費用特約

- すべての契約にセットされますが、セットしないこともできます。
- 事故時諸費用(20%・300万限度)セット時は「防犯対策費用特約」および「特別費用保険金特約」はセットされません。

事故の際に必要な諸費用を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

事故時諸費用保険金

損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の一定割合をお支払いします。事故時諸費用特約は、以下の中からご選択いただけます。

選択パターン	お支払いする事故時諸費用保険金の額
①事故時諸費用特約(20%・300万円限度)	損害保険金の20%(300万円限度) ^(注)
②事故時諸費用特約(10%・100万円限度)	損害保険金の10%(100万円限度) ^(注)

(注) 1回の事故につき、1敷地内ごとの限度額です。

保険金をお支払いしない主な場合

■契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」^(注)に該当する損害と同じです(6ページ参照)。

(注) 居住用建物電氣的・機械的の事故特約をセットしている場合は、居住用建物電氣的・機械的の事故特約で「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害についても事故時諸費用保険金をお支払いしません。



「損害保険金×所定割合(20%または10%)」を**損害保険金にプラスして**、**「事故時諸費用保険金」として**お支払いします。
実際の支出の有無や用途を問わずにお支払いしますので、使い勝手が良く、事故の際に必要な諸費用にスムーズに充てていただくことができます。

(概算イメージ)

	諸費用	出費事例
事故発生後	当面の生活必需品購入費用(衣類、寝具、食器等)	約20万円
	仮住まい費用	約165万円
	家賃 約15万円×6ヶ月	
	敷金 家賃2ヶ月分	
売却時	礼金 家賃2ヶ月分	約30万円
	仲介手数料 家賃1ヶ月分	
	仲介手数料	
新居購入時	売却前の不動産鑑定費用	約80万円
	(更地化した後で)土地を売却する際の仲介手数料 (売却価額:約2,500万円の場合)	約140万円
	登記費用	約20万円
	引越費用	約30万円
	合計	約485万円^(注)

(注) このうち、所定の限度額まで事故時諸費用保険金を充てていただくことができます。

出費事例の合計金額は
なんと
約485万円です。

こんなにかかるとは思って
もみなかったわ。
**こんなときに事故時
諸費用保険金が
役に立つのね!**



補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

手順 1

保険の対象

手順 2

契約プラン

手順 3

保険金額と
免責金額

手順 4

地震保険

手順 5

オプションの特約
自動セット特約

手順 6

保険期間と
保険料の払込方法

「ご契約の際に知って
おいていただきたいこと」

「ご契約者さま専用ページ」
ご登録のお願い

事故の際に必要なさまざまな費用に備えるために

自動セット特約



地震火災費用特約

自動セットされます。

地震等を原因とする火災で損害が一定割合以上となった場合に補償します。

保険金をお支払いする主な場合

地震火災費用保険金

地震等(地震、噴火、津波)を原因とする火災で以下のいずれかに該当する場合に保険金額の一定割合をお支払いします。

保険の対象	保険金をお支払いする条件
①建物	建物が半焼以上となった場合
②家財	家財を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合等
③屋外明記物件	屋外設備 ^(注1) の火災による損害の額が再調達価額の50%以上となった場合
④家財明記物件	家財明記物件を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財明記物件が全焼となった場合等

地震火災費用特約は、以下の中からご選択いただけます。

選択パターン	お支払いする地震火災費用保険金の額
①地震火災費用特約(5%・100万円限度)	保険金額の5%(100万円限度) ^(注2)
②地震火災費用特約(30%・限度額なし)	保険金額の30%(限度額なし) ^(注2)
③地震火災費用特約(50%・限度額なし)	保険金額の50%(限度額なし) ^(注2)

オススメ

(注1)屋外明記物件特約の②屋外設備をいいます(16ページ参照)。

(注2)1回の事故につき、1敷地内ごとの限度額です。72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害

等

地震による火災被害は脅威です！



耐震性に優れた住宅なら倒壊の危険は小さいと考えられますが、出火の危険はあり、また近隣からの延焼は防ぎきれません。



地震による火災は「同時多発」や「消火能力の低下」により、被害が大きくなる傾向にあります。

地震等を原因とする火災によって
地震保険で全損と認定され、
地震火災費用特約でも補償される場合に

最大で火災保険金額の
100%までの補償となります！
(地震保険金と地震火災費用保険金の合計)

<イメージ図>

合計で最大**100%**まで補償

地震火災費用特約
による補償

火災保険金額の
50%補償

地震保険
による補償

火災保険金額の
50%補償

火災保険金額の
50%補償

地震等を原因とする火災

地震等を原因とする損壊・埋没・流失

※上記は「地震火災費用特約(保険金額×50%・限度額なし)」をセットし、全損の場合のイメージ図です。

※地震等を原因とする火災の補償がより充実する「地震火災費用特約(保険金額×50%・限度額なし)」のセットをおすすめします。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

事故の際に必要なさまざまな費用に備えるために

自動セット特約



防犯対策費用特約

- ・建物を保険の対象に含む契約の場合に**自動セット**されます。
- ・事故時諸費用特約（20%・300万限度）と同時にセットされません。

建物において犯罪行為が発生した場合に再発防止のために要した建物の改造費用や防犯機器等の設置費用、またはドアのカギが盗難に遭った場合に要したドアの錠の交換費用を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

防犯対策費用保険金

次表のとおり防犯対策費用保険金をお支払いします。

	保険金をお支払いする条件	お支払いする防犯対策費用保険金の額
①	保険の対象である建物において、保険期間中に不法侵入を伴う犯罪行為（警察署に届け出たものに限り。）が発生し、発生した日からその日を含めて180日以内に被保険者が再発防止のために建物の改造や装置等の設置費用を負担した場合	建物の改造または装置等の設置に要した実費（1回の事故につき20万円限度）
②	日本国内で被保険者が所有または管理するドアのカギ ^(注) が盗難に遭い、ドアの錠の交換費用を負担した場合	ドアの錠の交換に要した実費（1回の事故につき10万円限度）

(注) カギとは、保険証券記載の建物のドアのうち建物または戸室の出入りに通常使用するドアのカギをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等によって発生した費用
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した費用
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した費用

等

ワンポイント! 防犯対策費用保険金は事故時諸費用保険金に上乗せしてお支払いします！

上記「保険金をお支払いする条件」に該当した場合、防犯対策費用保険金^(注)を事故時諸費用保険金に上乗せしてお支払いします。

(注) 「盗難」のリスクを補償しないご契約でも防犯対策費用保険金のみお支払いします。



特別費用保険金特約

- ・建物を保険の対象に含む契約の場合に**自動セット**されます。
- ・事故時諸費用特約（20%・300万限度）と同時にセットされません。

建物の損害に対する支払保険金の額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となりご契約が終了する場合に、特別費用保険金をお支払いします。

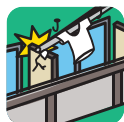
保険金をお支払いする主な場合

特別費用保険金

建物の損害に対する支払保険金の額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合に、損害保険金の10%をお支払いします（1回の事故につき1敷地内ごとに200万円限度）。

保険金をお支払いしない主な場合

- 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです（6ページ参照）。



バルコニー等専用使用部分修繕費用特約

保険の対象がマンション戸室等の場合に**自動セット**されます。

建物の補償対象となる事故によりバルコニー等の専用使用権を有する共用部分が損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕した場合に補償します。

保険金をお支払いする主な場合

バルコニー等専用使用部分修繕費用保険金

契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、被保険者がもっぱら使用・管理しているバルコニー等の専用使用権を有する共用部分が損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕した場合に、修繕費用の実費をお支払いします（1回の事故につき30万円限度）。

保険金をお支払いしない主な場合

- 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです（6ページ参照）。

補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

手順1

保険の対象

手順2

契約プラン

手順3

保険金額と
免責金額と

手順4

地震保険

手順5

オプションの特約
自動セット特約

手順6

保険期間と
保険料の払込方法

「ご契約の際に知っておいていただきたいこと」

「ご契約者さま専用ページ」
ご登録のお願い

事故の際に必要なさまざまな費用に備えるために



災害緊急費用特約

すべての契約にセットできます。

保険の対象の復旧のために負担した仮修理費用や仮すまい費用等を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

災害緊急費用 保険金 損害保険金をお支払いする事故によって、保険の対象に損害が発生した結果、保険の対象の復旧のために当社の承認を得て負担した仮修理費用や仮すまい費用等(実費)をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度)。

保険金をお支払いしない主な場合

■契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(6ページ参照)。



失火見舞費用特約

類焼損害・失火見舞費用特約と同時にセットできません。

類焼損害・失火見舞費用特約

失火見舞費用特約と同時にセットできません。

○…補償されます ×…補償されません

	失火見舞費用保険金	類焼損害保険金
失火見舞費用特約	○	×
類焼損害・失火見舞費用特約	○	○

火災、破裂・爆発の事故で、隣家に損害が発生した場合に支払った見舞金の費用等を補償します。

類焼損害・失火見舞費用特約は、上記に加え、法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず、隣家に発生した損害も補償します。

保険金をお支払いする主な場合

失火見舞費用 保険金 下記ア、～エ.のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣住民の建物や家財等の第三者の所有物に損害が発生した場合に、支出した見舞金等の費用の額をお支払いします(1被災世帯あたり30万円限度、1回の事故につき損害保険金の30%限度)。

類焼損害 保険金 下記ア、～エ.のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅、店舗および工場などの建物やその収容動産に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)から他の保険契約(類焼先で契約している火災保険等)から支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼先にお支払いします(1回の事故につき1億円限度)。

ア. 主契約建物 イ. 主契約建物に収容される家財 ウ. 主契約家財 エ. 主契約家財を収容する保険証券記載の建物

類焼補償対象物に
含まれない主なもの

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- ・1個または1組について30万円を超える貴金属等
- ・商品、原料、材料、見本品、展示品、受託品

等

保険金をお支払いしない主な場合

<失火見舞費用保険金> ■第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂または爆発による場合

■煙損害または臭気付着の損害

■保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失等による損害

■被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害

等

<類焼損害保険金> ■保険契約者、被保険者の故意による損害または類焼先の方もしくは保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失等による損害

■煙損害または臭気付着の損害

等



弁護士費用特約

すべての契約にセットできます。

日本国内で発生した被害事故によって死傷したり、財物に損害を受けたりして、相手の方に損害賠償請求を行う場合の費用や、法律相談を行う場合の費用を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

弁護士費用等 保険金 被保険者が保険期間中に被害(注)にあい、当社の承認を得て相手との交渉を弁護士に依頼する場合に、弁護士費用等保険金をお支払いします(1回の事故につき被保険者1名ごとに300万円限度)。

法律相談費用 保険金 被保険者が保険期間中に被害(注)にあい、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、法律相談費用保険金をお支払いします(1回の事故につき被保険者1名ごとに10万円限度)。

(注)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊または盗取をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

被保険者の範囲は24ページ1(2)②をご参照ください。

■保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって発生した被害
■戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等によって発生した被害
■業務遂行に直接起因する事故、もっぱら業務の用に供される動産の損壊または盗取によって発生した被害

■被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって発生した被害
■名誉毀損、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体の障害を伴わない人格権侵害にかかわる法律相談

等

万一の事故の際には、保険金をお支払いする場合に、お客さまのご要望に応じて弁護士の紹介窓口をご案内します。

紹介ネットワーク を
ご利用いただけます!

※地域・時期等によっては、弁護士をご紹介できない場合があります。また、ご紹介した弁護士への相談等はお客さまの責任でご利用いただき、特約に定める金額を超えて利用した場合の超過金額はお客さまのご負担となります。



補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

建物や家財の補償をもっと充実させるために



自宅外家財特約

家財を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」の場合にセットできます。

自宅外家財^(注)に発生した損害を補償します。自宅外家財は、携行中家財と敷地外収容家財をいい、外出時に持ち出したビデオカメラ等の家財(携行中家財)や、別荘等に収容している家財(敷地外収容家財)に発生した損害を補償します。

(注) 保険証券記載の建物が所在する敷地内の外に所在する記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が所有する家財をいいます(下宿しているお子さまの家財等は対象になりませんのでご注意ください)。

携行中家財、敷地外収容家財の定義と補償範囲は以下のとおりです。

		国内	国外
携行中家財	保険の対象である自宅外家財のうち、日本国内もしくは日本国外において、記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が携行している家財	○	○
敷地外収容家財	保険の対象である自宅外家財のうち、日本国内に所在する、携行中家財以外の自宅外家財	○	×

保険の対象とならないもの

- 船舶、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、自転車、サーフボード、無人機・ラジコン
- 動物および植物等の生物
- 漁具(釣竿、竿掛け等)
- パソコンおよびタブレット端末、ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器ならびに
- 通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、電子マネー、乗車券等^(注)
- その付属品、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- 証券(運転免許証、パスポートを含みます)、写本、設計書、図案、プログラム、データ等
- 眼鏡、コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具

(注) 通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等に、盗難による損害が発生した場合は、保険の対象として取り扱います。

保険金をお支払いする主な場合

自宅外家財保険金 契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、自宅外家財に損害が発生した場合、損害の額から免責金額^(注)を差し引いた額をお支払いします(1回の事故につき自宅外家財保険金額が限度。以下の保険の対象に発生した損害に対しお支払いする自宅外家財保険金は次のとおりです。また他の保険の対象の損害とあわせて1回の事故につき自宅外家財保険金額を限度とします。)

保険の対象・事故の種類	支払限度額
貴金属等に発生した損害(事故の種類を問いません。)	1個または1組につき、100万円または自宅外家財保険金額のいずれか低い額
通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難による損害	10万円
預貯金証書の盗難による損害	100万円または自宅外家財保険金額のいずれか低い額

(注) 家財の免責金額と同額です。ただし家財の免責金額を0万円とした場合でも、破損、汚損等の事故は免責金額3千円を適用します。

(例) 旅行中にカメラを誤って落としてこわしてしまっ



(例) 路上でひったくりにあい現金などを盗まれた。



(例) 火災で別荘の家財が焼失した。(消防活動による水ぬれも補償)



保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです。ただし「● 建物が所在する敷地外にある家財に発生した事故による損害」は除きます(6ページ参照)。



屋外明記物件特約

すべての契約にセットできます。

保険申込書に明記された建物敷地内に所在する大型の車庫等(屋外明記物件)に発生した損害を補償します。

屋外明記物件 保険の対象は、建物が所在する敷地内に設置される次に掲げるもののうち保険申込書に明記したものです。

① 物置、車庫その他の付属建物で延床面積が66㎡以上のもの ② 屋外設備(物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、敷石その他の建物に定着していない屋外設備・装置および付属構築物)

※ 屋外明記物件特約をセットしない場合の保険の対象については4ページをご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金 契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、屋外明記物件に損害が発生した場合に、損害の額から免責金額^(注)を差し引いた額をお支払いします(1回の事故につき屋外明記物件保険金額が限度)。

(注) 建物の免責金額と同額です。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(6ページ参照)。



家財明記物件特約

家財を保険の対象に含む場合にセットできます。

保険申込書に明記された特定の貴金属等(家財明記物件)に発生した損害を補償します。

家財明記物件 保険の対象は、建物が所在する敷地内に収容される貴金属、宝石および美術品のうち保険申込書に明記したものです。ただし、家財明記物件全体で再調達価額1,000万円が限度となります。

※ 家財明記物件特約をセットしない場合の保険の対象については4ページをご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金 契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、家財明記物件に損害が発生した場合に、損害の額から免責金額^(注1)を差し引いた額をお支払いします(1回の事故につき家財明記物件保険金額が限度^(注2))。

(注1) 家財の免責金額と同額です。ただし、家財の免責金額を0万円とした場合でも、破損、汚損等の事故は免責金額3千円を適用します。

(注2) 「盗難」または「破損、汚損等」の事故により損害が発生した場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(6ページ参照)。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

建物や家財の補償をもっと充実させるために



居住用建物電氣的・機械的事故特約

- ・「フルサポートプラン」または「セレクト（水災なし）プラン」の場合にセットできます。
- ・保険期間の中途ではセットできません。

空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備等の機械設備の電氣的・機械的事故による損害を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金

建物が所在する敷地内に設置された機械設備^(注1)に、外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的・機械的事故による損害が発生した場合に、損害の額から免責金額^(注2)を差し引いた額をお支払いします（1回の事故につき建物保険金額が限度^(注3)）。

（注1）空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備、駐車場機械設備、照明設備等をいいます。

（注2）建物の免責金額と同額です。ただし、建物の免責金額を0万円とした場合でも、この特約の免責金額は1万円となります。

（注3）屋外設備（屋外明記物件として保険申込書に明記した屋外設備を含みます。）または66㎡以上の付属建物（屋外明記物件として保険申込書に明記した場合に限ります。）に損害が発生した場合は、お支払いする損害保険金の限度額は右記のとおりとします。

保険の対象	損害保険金の限度額
屋外設備（屋外明記物件として保険申込書に明記した屋外設備を含みます。）	敷地内一括で100万円が限度
66㎡以上の付属建物（屋外明記物件として保険申込書に明記した場合に限ります。）	敷地内一括で屋外明記物件特約の保険金額が限度

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害
- 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害
- 製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任^(注)を負うべき事故
- 不当な修理や改造によって発生した事故
- 消耗部品および付属部品の交換
- 業務の用に供されている間に発生した事故
- その他、契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです。ただし、「●電氣的・機械的事故によって発生した損害」は除きます（6ページ参照）。等

（注）保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。



特定機械設備水災補償特約

- ・建物を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト（破損汚損なし）プラン」の場合にセットできます。
- ・水災支払限度額特約と同時セットできません。
- ・始期日応当日を除き、保険期間の中途でのセットや削除はできません。

台風・豪雨等による洪水・土砂崩れ等によって、空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備等の機械設備に発生した損害の状況が、損害保険金における水災の事故の定義に該当しない（浸水条件を満たさない）場合でも、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、建物が所在する敷地内に設置された機械設備^(注1)に発生した損害の状況が、損害保険金における水災の事故の定義に該当しない（浸水条件を満たさない）場合に、損害の額から免責金額^(注2)を差し引いた額をお支払いします（1回の事故につき1敷地内ごとに100万円限度）。

（注1）空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備、駐車場機械設備、照明設備等をいいます。

（注2）建物の免責金額と同額です。

保険金をお支払いしない主な場合

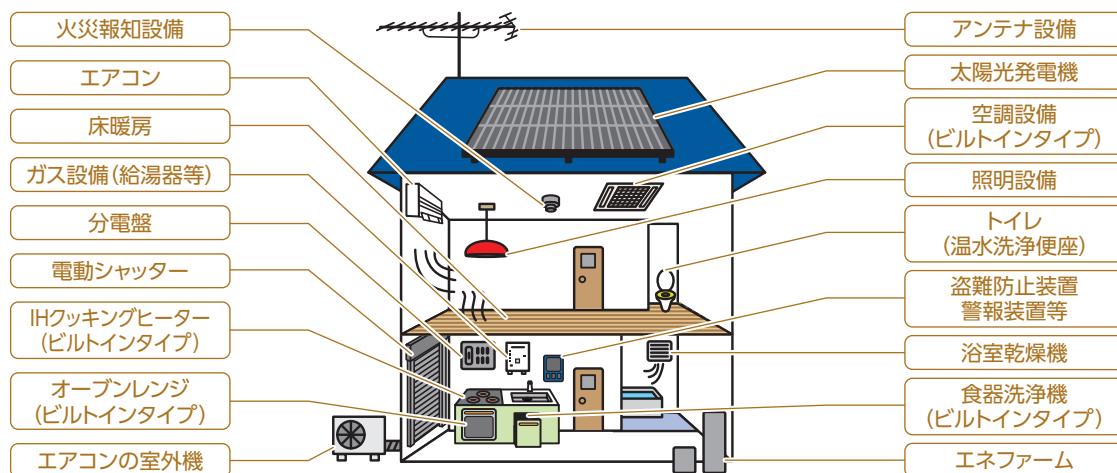
- 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」(1)に該当する損害と同じです（6ページ参照）。

補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

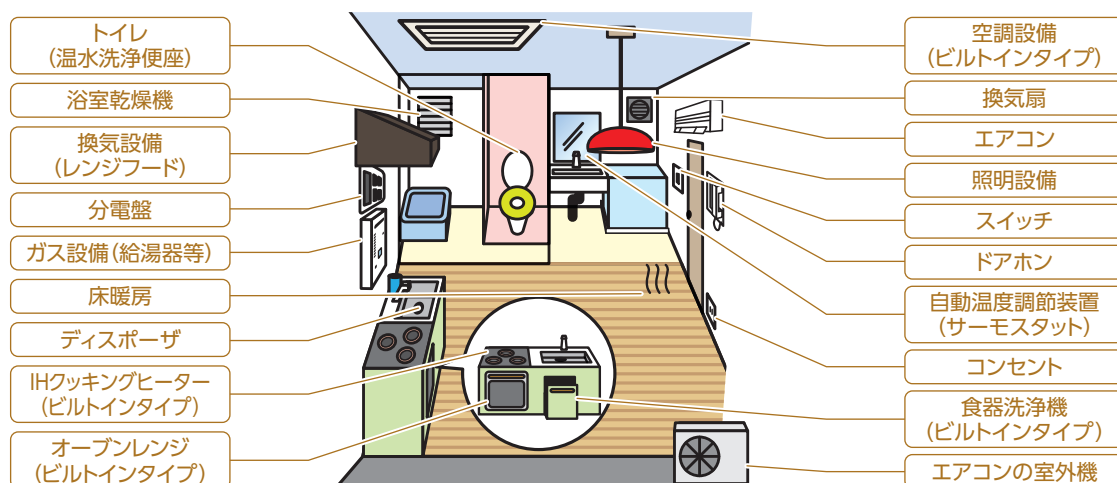
建物や家財の補償をもっと充実させるために

居住用建物電氣的・機械的事故特約の対象となる機械設備の例

●一戸建て



●マンション



補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

手順1

保険の対象

手順2

契約プラン

手順3

保険金額と
免責金額と

手順4

地震保険

手順5

オプションの特約
自動セット特約

手順6

保険期間と
保険料の払込方法

ご契約の際に知って
おいていただきたいこと

「ご契約者さま専用ページ」
ご登録のお願い

支払条件等を変更する



水災支払限度額特約

保険料を
抑えたい場合に

- ・「フルサポートプラン」または「セレクト(破損汚損なし)プラン」の場合にセットできます。
- ・特定機械設備水災補償特約と同時にセットできません。
- ・保険期間の中途でのセットや削除はできません。

水災の事故により損害が発生した場合、「お支払いする保険金の額(1) (8ページ参照)」にかかわらず、以下のとおりお支払いします。

【建物 全焼・全壊 ^(注1) の場合】	損害保険金	=	建物保険金額	×	30% ^(注2)
【建物 全焼・全壊以外の場合／家財の場合】	損害保険金	=	損害の額	-	免責金額

ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額(もしくは家財保険金額)×30%^(注2)を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

(注1) 全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

$$\frac{\text{保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積}}{\text{保険の対象である建物の延床面積}}$$

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を含みません。

(注2) ご希望により、10%とすることもできます。

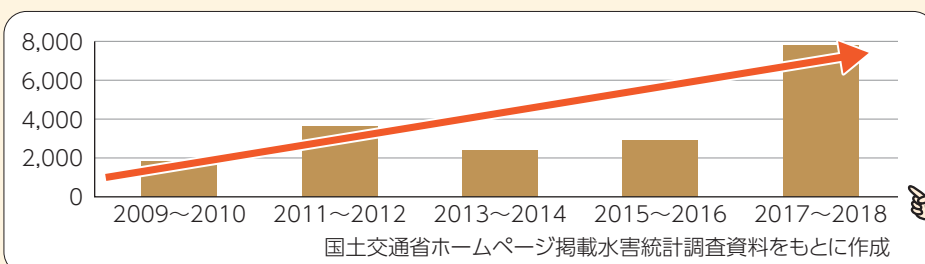
水災支払限度額特約をセットする際は慎重にご検討ください。

水災大国日本！十分な備えが必要です

河川の近くはもちろんのこと、それ以外にお住まいの場合であっても大雨による土砂崩れ、大雪後の融雪洪水、台風による高潮、想定以上の降雨量による内水氾濫^(注1)など、ほぼすべての地域において水災の危険はあります。

(注1) 雨水処理能力を超える集中豪雨等により、堤防の内側にある水(内水)により発生する水災をいいます。

家屋・家庭用品の水災被害額の推移(単位:億円)



2018年7月豪雨の発生など近年水災により大きな被害が出ています。今後も地球温暖化によって台風や集中豪雨が頻発し、水災被害の増加が懸念されています。

GK すまいの保険の「フルサポートプラン」、「セレクト(破損汚損なし)プラン」なら水災による事故^(注2)をしっかり補償します！

(注2) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合、または再調達価額の30%以上の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

賠償事故に備えるために



日常生活賠償特約

すべての契約にセットできます。

示談交渉サービス付

日常生活で他人に与えた損害や、線路への立ち入り等により電車等を運行不能にさせてしまったことによる損害を補償します。

	国内	国外
日常生活の事故の補償 (身体障害・財物損壊を伴う場合)	○	○
電車等を運行不能にさせてしまった場合の、 財物損壊を伴わない事故の補償	○	×

保険金をお支払いする主な場合

日常生活賠償保険金

日本国内もしくは日本国外で発生した記名被保険者の住宅の所有・使用・管理に起因する事故や被保険者の日常生活の事故により他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物に損害を与えたり、または日本国内で誤って線路に立ち入り電車等^(注)を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金をお支払いします(1回の事故につき3億円限度)。また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用

(注) 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(例) 自転車で高齢者と接触し、骨折させてしまった。

(例) 漏水事故で階下の家財に損害を与えてしまった。

(例) 誤って線路へ立ち入ったり、不注意で電車と接触し、安全確認のため電車を運行不能にさせ、鉄道会社に損害(振替輸送費用等)を与えてしまった。



被保険者の範囲は24ページ1(2)②をご参照ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等によって発生した損害
- 業務遂行に直接起因する損害賠償責任、もっぱら業務に使用される動産・不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任、被保険者の業務に従事中の従業員がケガをしたことに起因する損害賠償責任
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任

等

示談交渉サービス付



賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。

(示談交渉サービス付の特約の場合)

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引受けします。この場合、当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

【ご注意ください】

次の場合には、当社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- ・ 1回の事故につき被保険者が負担する損害賠償責任の額が特約保険金額を明らかに超える場合または免責金額を明らかに下回る場合
- ・ 相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- ・ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- ・ 賠償事故について、日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

手順 6 保険期間と保険料の払込方法

保険期間をお選びください。

保険期間をお選びください。

■保険期間^(注)は2年以上10年以下の整数年でお決めください。

保険期間10年で自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合、「予定継続期間^(注)」および「継続方式」をお選びください(22ページ参照)。

(注) 保険期間の満期日および予定継続期間の満了日は、住宅ローン等の完済予定年月+1年以内となるようにお決めください。

保険料の払込方法

■保険料を一括して払い込む長期一括払となります^(注)。

(注) 地震保険は、継続するたびに保険料を払い込みいただきます。

満期返れい金・契約者配当金

■満期返れい金・契約者配当金はありません。

解約返れい金の有無

■ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、ご契約条件によっては、解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をする場合があります。

【「ご契約内容のお知らせ」を年1回お送りします。】

保険期間が3年以上のご契約について、「ご契約内容のお知らせ」を年1回お送りしますので、ご契約内容を毎年ご確認いただくことができます。(2021年1月時点)

【築25年未満の建物の場合、保険料が割安になります。】

始期時点において築25年未満^(注)の場合には、建物保険料に築年数に応じた保険料率(築年数が浅い物件ほど低廉な保険料率)を適用します。ご契約時には建築年月(建物が完成した年月)をお知らせください。

(注) 建築年月から始期日までの築年数は月単位で計算します。築年数が25年以上の場合、保険料率は一定となります。また建築年月が不明の場合は、築年数が25年以上の場合と同じ保険料率を適用します。



ご契約の自動継続について (自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合) 保険期間10年の場合

保険期間10年で自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合、「**予定継続期間**」および「**継続方式**」をお選びください。

ご契約の終了する日(始期日から10年後)の属する月の前月10日までに保険契約者または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、予定継続期間満了日まで同一内容のご契約^(注)で自動継続されます。

(注)当社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます(保険料が変更となる場合があります。)。また、建築費または物価の変動等に従って建物保険金額の調整を行う場合があります。

予定継続期間をお選びください。

予定継続期間は、11年以上36年以下の整数年でお決めください。

また、予定継続期間の満了日が、ローン完済予定年月+1年以内となるようにお決めください。

初回契約の始期日から予定継続期間が経過した時(例:予定継続期間20年の場合は始期日から20年後)に自動継続終了(補償終了)となります。

継続方式(始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間)をお選びください。

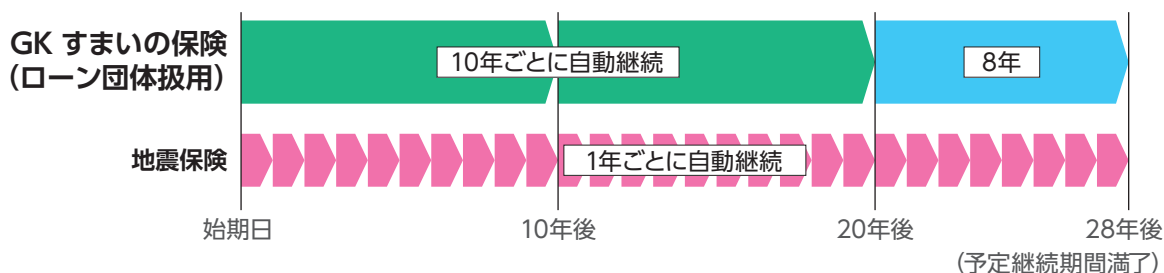
ご選択いただく継続方式(1年または長期)に応じて、継続契約の保険期間が決まります。

長期継続方式

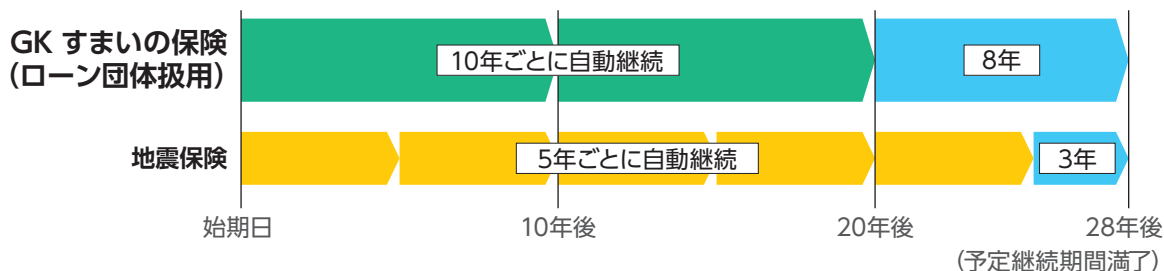
■始期日から10年経過以後、予定継続期間満了まで長期(原則10年ごと)で自動継続されます(始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は10年ですが、予定継続期間満了までの年数が10年未満の場合にはその年数となります。)。

■地震保険をセットした場合、地震保険は始期日から10年後まで1年または5年ごとに自動継続された以後、予定継続期間満了まで1年または長期(原則5年ごと)で自動継続されます(始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は、当初の地震保険が1年自動継続の場合は1年、5年自動継続の場合は5年ですが、5年自動継続で予定継続期間満了までの年数が5年未満の場合にはその年数となります。)。

例① 予定継続期間28年／当初の地震保険が1年自動継続の場合



例② 予定継続期間28年／当初の地震保険が5年自動継続の場合



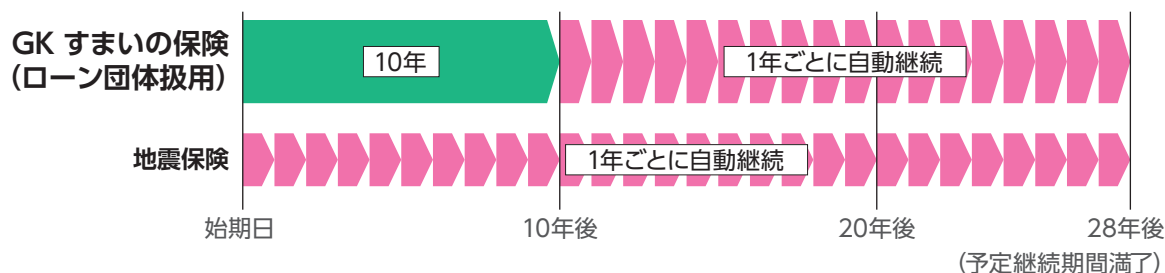
※ご選択いただいた継続方式(1年または長期)は、保険期間の途中で変更することができます。変更を希望される場合は代理店・扱者または当社にお申出ください。

※自動継続特約(長期用)により自動継続されたご契約については、継続契約の保険期間が1年以下の場合でも「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」として取り扱います。

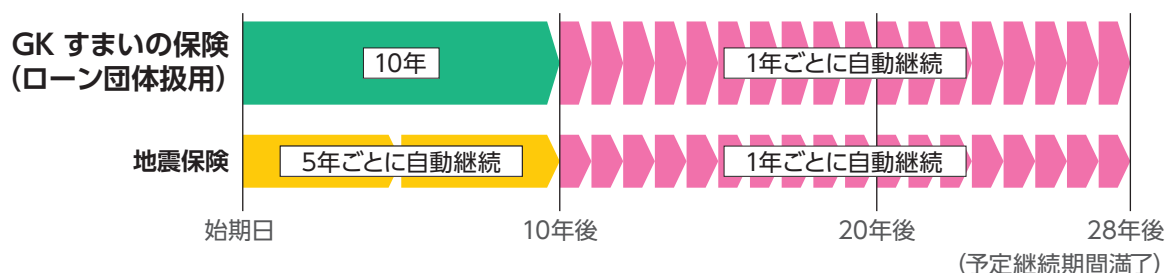
1年継続方式

- 始期日から10年経過以後、予定継続期間満了まで1年ごとに自動継続されます(始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は1年です。)
- 地震保険をセットした場合、地震保険は始期日から10年後まで1年または5年ごとに自動継続された以後、予定継続期間満了まで1年ごとに自動継続されます(当初の地震保険が1年自動継続か5年自動継続にかかわらず、始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は1年です。)

例③ 予定継続期間28年／当初の地震保険が1年自動継続の場合



例④ 予定継続期間28年／当初の地震保険が5年自動継続の場合



継続契約の保険料の払込方法について

自動継続するたびに継続契約の保険料を一括して払い込んでいただきます。
自動継続時の払込方法は、口座振替となります。ただし、自動継続時に振替口座の登録がお済みでない場合に限り、別の払込方法(例:指定口座へのお振込み)をご案内いたします。

ご契約の際に知っておいていただきたいこと

1

ご契約時の確認事項

手順1～6でお選びいただいた事項以外でご契約に際してお客さまにご確認いただく、代表的な事項は次のとおりです。

(1) 住所・氏名をご確認ください。

保険申込書に、保険契約者の住所と氏名が正しく記載されていない場合や不十分な記載の場合、保険証券のお届けができない等の原因になります。特に番地、部屋番号等にご注意ください。

(2) 記名被保険者をご確認ください。

① 保険の対象が建物または建物と家財の両方の場合

建物の所有者を記名被保険者としてください。保険の対象に家財が含まれる場合は、記名被保険者および記名被保険者の親族が被保険者となります。

② 日常生活賠償特約または弁護士費用特約の場合

保険契約者、①の記名被保険者またはこれらの同居^(注1)の親族から個人1名を特約の記名被保険者としてお選びください。

(日常生活賠償特約または弁護士費用特約の記名被保険者は同一になります。)

【被保険者の範囲】

- a. 記名被保険者
- b. 記名被保険者の配偶者
- c. 記名被保険者またはその配偶者の同居^(注1)の親族
- d. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
※日常生活賠償特約の場合、以下のe.も被保険者の範囲に含まれます。
- e. a. からd.までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注2)。
ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。

(注1) 同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限りです。

2 暮らしのQQ隊

暮らしのQQ隊は、「フルサポートプラン」、「セレクト(水災なし)プラン」限定のサービスです！

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー(24時間365日受付!)

● 30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です

(部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客さまのご負担となります。)

水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のあふれ等が生じた場合に、専門の業者を手配し、その業者が直接応急修理を行います。



カギあけQQサービス

玄関ドアのカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。



※このサービスは当社が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。

※「暮らしのQQ隊」は、事前に専用ダイヤル(無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。専用ダイヤル(無料)につきましては、保険証券をご覧ください。

※サービスメニューの詳細につきましては、ナビゲートブックをご覧ください。ナビゲートブックは保険証券に同封されるほか、ご契約後に当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」に登録いただくことでもご確認できます。

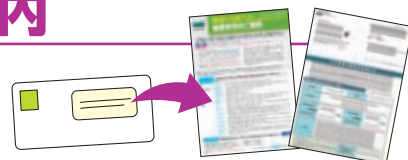
※一部の地域(離島など)ではご利用できない場合があります。また、サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

3 ご契約が満期を迎えるときのご案内

ご契約が満期を迎えるときは、当社から保険契約者の皆さまに満期のご案内をお送りします。

自動継続特約がセットされたご契約が満期を迎えるときは、保険契約者の皆さまに自動継続のご案内をお送りします。

※ご契約内容によって満期のご案内や手続きの方法などが異なります。



満期のご案内や「重要事項のご説明」をお客さまにお届けします。

手順1

保険の対象

手順2

契約プラン

手順3

保険金額と
免責金額

手順4

地震保険

手順5

オプションの特約
自動セット特約

手順6

保険期間と
保険料の払込方法

ご契約の際に知って
おいていただきたいこと

「ご契約者さま専用ページ」
ご登録のお願い

すべての
ご契約者さまに

「ご契約者さま専用ページ」 ご登録のお願いです



ご契約者さま
専用ページ



大災害発生直後、電話がつながらない…

ご契約者さま専用ページは そんな万が一の際に役立ちます!



災害時は電話が
つながりにくい!

87.1%

東日本大震災発生直後に被災地に電話をかけた際、「何度か掛けてやっとつながった」「まったくつながらなかった」方の割合。

出典：総務省「東日本大震災発生後の通信状況に関するアンケート」

平成30年7月豪雨 経験者の声

お客さま



豪雨で保険証券が保管箱ごと流された。1週間後に見つかったため、事故報告をしたが、お客さまWebサービスに登録していれば、スマートフォンから契約内容を確認し事故の連絡ができた。電話以外の連絡手段を持つ必要性を実感した。(広島市在住 A様)



被害はなかったが、ご契約者さま専用ページに登録をしていたため、お見舞いメールを受信した。被災した場合の対応がイメージできて安心した。(広島市在住 T様)

代理店



お客さまのことが心配で、何度もお電話をかけたがつながらず、ご自宅が流されていて訪問もできなかった。1週間後に連絡が取れたが、万が一に備え電話だけでなく、複数の連絡手段(メール等)を持っておくことの必要性を実感した。ご契約者さま専用ページを積極的におすすめしたい。(広島市所在 X代理店)

「お客さまWebサービス」に登録していれば……

災害時に
電話がつながら
なくても…

① メールやLINEが連絡手段に!

保険会社または代理店が、ご契約者さま専用ページにご登録のメールアドレスにご連絡いたします。また、お客さま自身でLINEから事故連絡や代理店の連絡先確認も可能となります(※)。

(※)LINE公式アカウントとご契約者さま専用ページをひもづける必要があります。

万が一、代理店が
被災して
連絡が取れなく
なっても…

② いつでもどこでも契約確認!

いつでもどこでも契約内容をご確認いただけます。
災害時の連絡先など、**お手元に保険証券がない場合でも安心**です。

③ 保険金の請求漏れ防止!

万が一、お住まいの地域が被災した場合、**保険金のご請求漏れのないように**、事故受付の連絡先を記載したメールやLINEを保険会社から直接お送りします。



ご契約者さま専用ページへのご登録で、**代理店と保険会社の2重のバックアップ!**
万が一の際もお客さまに安心を提供します!

登録は当社公式ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) にアクセスしてください。

MEMO



A large rectangular area with horizontal dotted lines for writing, enclosed by a green border.



すまいの火災保険・地震保険

2021年1月1日以降始期契約用

重要事項のご説明

1 はじめに

- この書面は、すまいの火災保険および地震保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ(<https://web-yakkan.ms-ins.com/eydocs/webyakkan/html/ms/008m.html>)に掲載のWeb約款をご覧ください。書面の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」を代理店・扱者または当社へご請求ください。
- ご契約の手続完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ただし、保険契約者からの指定により、始期日以降に保険証券をお届けする場合があります。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
- しおり** このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、以下「普通保険約款・特約」と表記します。

3 商品のご案内

契約概要

この書面の対象となる商品は次のとおりです。

すまいの火災保険「GK すまいの保険(ローン団体採用)」(注)	保険期間2年～10年(整数年)	(注) 団体扱(ローン利用者)特約がセットされます。
---------------------------------	-----------------	----------------------------

4 この書面の構成

I 契約締結前におけるご確認事項 ▶ P.28～32	1. 商品の仕組み	3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等
	2. 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定方法等	4. 地震保険の取扱い 5. 満期返れい金・契約者配当金
II 契約締結時におけるご注意事項 ▶ P.33	1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)	3. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
	2. 金融機関を代理店・扱者として「GK すまいの保険(ローン団体採用)」をご契約される場合のご注意	
III 契約締結後におけるご注意事項 ▶ P.33	1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)	2. 解約と解約返れい金
その他ご留意いただきたいこと ▶ P.34		

5 用語の説明

しおり 主な用語の説明を参照

保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。	家財	生活用財産をいい、業務 ^(注) の用にのみ供されるものを除きます。 (注) 業務には、保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を含みません。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。	時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。		
居住用建物	建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物。建築中の建物ならびに常時居住の用に供している状態にある別荘(営業用を除きます。)および空家(売却用を除きます。)を含みます。		

6 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口		指定紛争解決機関	注意喚起情報
当社へのご相談・苦情がある場合 下記にご連絡ください。 三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277(無料) 受付時間 平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00 ※年末年始は休業させていただきます。		当社との間で問題を解決できない場合 当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808 ・受付時間 平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。) ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ・おかけ間違いにご注意ください。 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)	
事故が起こった場合 遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く 三井住友海上事故受付センター 0120-258-189(無料)		クーリングオフのお申出先 II 契約締結時におけるご注意事項「3.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)」(P.33)において、クーリングオフをお申出になる場合は、下記に郵送してください。 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館 三井住友海上火災保険株式会社 お客さまデスク クーリングオフ 係	

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

すまいの火災保険の基本となる補償（契約プラン）、自動的にセットされる主な特約（自動セット特約）およびご契約時のお申出によりセットすることができる主な特約（任意セット特約）は次のとおりです。商品や契約プラン等により特約のセット条件が異なる場合があります。

契約プラン		フルサポートプラン	セレクト（破損汚損なし）プラン	セレクト（水災なし）プラン（注1）	セレクト（水災、破損汚損なし）プラン（注1）	エコノミープラン	地震保険 + 原則自動セット
保険金をお支払いする事故							
	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	
	風災、雹災、雪災	○	○	○	○	○	
	水ぬれ	○	○	○	○	×	
	盗難	○	○	○	○	×	
	水災	○	○	×	×	×	
	破損、汚損等	○	×	○	×	×	

主な「自動セット特約」

（建物・家財）さらなる補償

費用等の補償

賠償の補償

居住用建物電氣的・機械的事故特約

特定機械設備水災補償特約

自宅外家財特約

屋外明記物件特約

家財明記物件特約

事故時諸費用特約

地震火災費用特約

防犯対策費用特約（注2）

特別費用保険金特約（注2）

バルコニー等修繕費用特約（注3）

災害緊急費用特約

失火見舞費用特約

類焼損害・失火見舞費用特約

弁護士費用特約

日常生活賠償特約

（注1）「セレクト（水災なし）プラン」、「セレクト（水災、破損汚損なし）プラン」は、マンション等の共同住宅専用プランです。（注2）保険の対象に建物を含む場合にセットされます。事故時諸費用特約（20％・300万限度）セット時は、セットされません。（注3）保険の対象がマンション戸室等の場合にセットされます。※特約の詳細および記載のない特約については「普通保険約款・特約」をご確認ください。

2. 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定方法等

(1) 保険の対象

契約概要

保険の対象は、「居住用建物」(注1)（作業場を除きます。）または「家財」(注2)(注3)です。なお、次のものは保険の対象に含まれます。

保険の対象	保険の対象に含まれるもの
建物	・保険申込書記載の建物　・保険申込書記載の建物が所在する敷地内に設置されている、記名被保険者の所有する次の①～⑥ ①畳、建具、建物付属設備（建物に定着している電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備） ②建物の基礎 ③門、塀、垣 ④物置、車庫その他の付属建物（延床面積が66㎡未満のもの）(注4) ⑤庭木(注5) ⑥屋外設備(注5)(注6)
家財	・保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容される、記名被保険者または記名被保険者の親族が所有する家財 ・建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する畳、建具、建物付属設備

（注1）「GK すまいの保険（ローン団体扱用）」の場合、記名被保険者が建設、購入または改良する際の資金の全部または一部として金融機関からの借入金が充当された「居住用建物」（作業場を除きます。）をいいます。
（注2）「GK すまいの保険（ローン団体扱用）」の場合、必ず建物を保険の対象としていただきます。家財のみを保険の対象とすることはできません。
（注3）貴金属等（貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品）についての損害保険金の支払額は、1個または1組につき100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。100万円を超える補償が必要な場合は、家財の保険金額とは別に、「家財明記物件」として保険金額を設定してください。家財明記物件特約がセットされます。
（注4）延床面積が66㎡以上の物置、車庫その他の付属建物を保険の対象とする場合、建物の保険金額とは別に、「屋外明記物件」として保険金額を設定してください。屋外明記物件特約がセットされます。
（注5）損害保険金の支払額は、1回の事故につき庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。
（注6）屋外設備について、100万円を超える補償が必要な場合は、建物の保険金額とは別に、「屋外明記物件」として保険金額を設定してください。屋外明記物件特約がセットされます。

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに発生した損害は補償されません(注)。
自動車およびその付属品（自動車に定着・装備されているもの等）、動物・植物等の生物、通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等、運転免許証、パスポート、設計書、プログラム、データ 等
(注) 盗難による損害が発生した場合に限り、通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書、乗車券等も保険の対象として取り扱います。また、破損、汚損等の事故の場合、ほかに補償されない家財があります(P.29)。

(2) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする事故の説明および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いしない主な場合
1 火災、落雷、破裂・爆発	火災（消防活動による水ぬれを含みます。）、落雷または破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。	・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ・置き忘れまたは紛失による損害 ・建物が所在する敷地外にある家財に発生した事故による損害 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
2 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪、雪崩等の雪災（融雪洪水等を除きます。）をいいます（吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。）。	・被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害 ・保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害
3 水ぬれ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または他人の戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます（給排水設備自体に発生した破損等は 6 の事故になります。）。	・保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害 ・保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
4 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗難に伴い保険の対象に発生した損傷または汚損等の損害を含みます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害（火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。）、核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害
5 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合、または再調達価額の30%以上の損害が発生した場合をいいます。	※ 6 破損、汚損等については、上記のほか次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。 ・電氣的・機械的事故によって発生した損害 ・電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害 ・保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害 ・詐欺または横領によって発生した損害 ・楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 ・次の家財に発生した損害 ○船舶、航空機、無人機・ラジコン、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品、眼鏡、コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具 等
6 破損、汚損等	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、 1 から 4 までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって損害を被る事故を除きます。	等

(3) お支払いする保険金の額 契約概要 注意喚起情報

P.28の契約プランの表の「○:補償されます」に該当する事故によって、保険の対象とした建物または家財に発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、次のとおりです。

保険の対象	お支払いする保険金の額
建物	【全焼・全壊(注)の場合】 ▶ 損害保険金 = 建物保険金額 【全焼・全壊(注)以外の場合】 ▶ 損害保険金 = 損害の額 - 免責金額 *ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。 *免責金額は0万円、1万円、5万円よりお選びいただけます。 (注)「保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積（汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を除きます。）」が、「保険の対象である建物の延床面積」の80%以上である損害をいいます。
家財	損害保険金 = 損害の額 - 免責金額 *ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。 *免責金額は0万円(注)、1万円、5万円よりお選びいただけます。 (注)家財の免責金額を0万円とした場合でも、破損、汚損等の事故は免責金額3千円を適用します。

※損害の額の算出方法については、「普通保険約款・特約」をご確認ください。

※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額が異なる場合があります。詳細は「普通保険約款・特約」をご確認ください。

(4) 保険金額の設定 契約概要

保険金額は次の①②のとおりお決めください。実際にご契約いただく保険金額については、保険申込書の保険金額欄、「普通保険約款・特約」等でご確認ください。

①建物の場合

建物保険金額は「建物保険金額設定上限額」(注1)を上限とし、「建物保険金額設定上限額」の10%を下限とする範囲内で、100万円以上1万円単位でお決めください(注2)。

②家財の場合

家財保険金額は再調達価額を限度に、50万円以上1万円単位でお決めください(注2)。

(注1) ご契約時に算出した当社所定の「建物の標準評価額(再調達価額)」の上限額です。その建物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合は、この保険契約と他の保険契約等の合計保険金額に対して、建物保険金額設定上限額を適用します。

(注2) 複数の契約に分けてご加入いただく場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

(5) 主な特約の概要 契約概要

事故時諸費用特約	損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金に保険申込書記載の支払割合を乗じた額を事故時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに保険申込書記載の額を限度とします。 ※お申出により、この特約をセットしないこともできます。
日常生活賠償特約	日本国内または日本国外において、日常生活の事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を補償します(日本国内で線路への立入り等により電車等を運行不能にさせてしまい、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害も補償します。)
類焼損害・失火見舞費用特約	火災、破裂または爆発の事故により、近隣の建物やその収容動産に損害が発生した場合に、その類焼先の損害(注)および見舞金の費用を補償します。 (注)他の保険契約から支払われる保険金を差し引いた額を類焼先にお支払いします。

※特約の詳細および記載のない特約については「普通保険約款・特約」をご確認ください。

(6) 複数のご契約があるお客さまへ(特約の補償重複) 注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(火災保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

補償が重複する可能性のある主な特約

今回ご契約いただく特約	補償が重複する他の保険契約・特約の例
日常生活賠償特約	自動車保険または傷害保険の日常生活賠償特約(個人賠償を補償する特約)
建物のご契約の類焼損害・失火見舞費用特約	家財のご契約の類焼損害・失火見舞費用特約
自宅外家財特約	傷害保険または海外旅行保険の携行品特約
弁護士費用特約	自動車保険または傷害保険の弁護士費用特約

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保 険 期 間：保険期間2年以上10年以下の整数年
 - 補償の開始：保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合は、その時刻)
 - 補償の終了：保険期間の末日(満期日)の午後4時
- ※保険期間が10年で自動継続特約(長期用)をセットしたご契約については、ご契約の終了する日(始期日から10年後)の属する月の前月10日までに保険契約者または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容(注)で自動継続されます(予定継続期間満了時までご契約が自動継続されます。)。なお、保険期間の途中で建物が保険の対象でなくなった場合には、自動継続特約(長期用)はその時点で失効し、自動継続されませんのでご注意ください。
(注)当社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。

(8) 保険契約者、記名被保険者 契約概要

「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」は、保険契約者、記名被保険者となる方がいずれも次の要件を満たす場合に限りご契約が可能です。

保険契約者	始期日において保険の対象である建物の建設、購入または改良のための資金を金融機関から借り入れた方(債務者)(注1)(注2)(注3)となります。 (注1) 独立行政法人 住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)に基づく融資制度により、金融機関から資金を借り入れた場合を含みます。 (注2) 融資実行前であっても、始期日において、金融機関と融資に関わる金銭消費貸借契約を締結している方および金融機関から書面による融資決定通知等を受領している方を含みます。 (注3) 保険期間中に保険契約者(または記名被保険者)が死亡した場合、相続人への名義変更を行うことができます。
記名被保険者	保険契約者と同一となります。ただし、保険の対象が共有物件である場合には、その共有者を記名被保険者に含めます。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

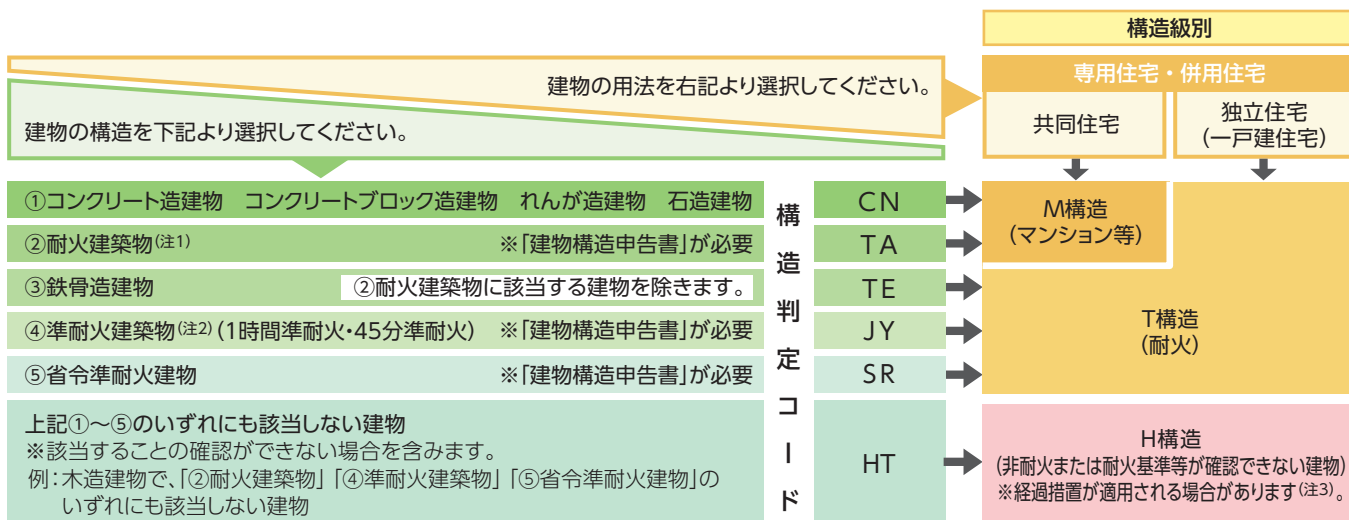
(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造・用法・建築年月、払込方法等によって決まります。実際にご契約いただく保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

しおり 保険料を参照

【構造級別判定手順】

建物（建物には家財を収容する建物を含みます。）の構造級別は次のとおり建物の構造、用法により決まります。木造建物であっても、「耐火建築物」・「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当するものはM構造またはT構造となりますので必ずご確認ください。



(注1)「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

(注2)「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

(注3)継続契約等の場合、「経過措置」が適用されることにより、保険料が軽減されることがあります。

●2種以上の異なる柱の部分からなる建物である場合には、それぞれの柱により判定される複数の構造級別のうち、上表において最も下段に記載された級別をもってその建物全体の級別とします。

●柱がない建物(壁式構造)については、壁の構造種類で判定します(例:壁式鉄筋コンクリート造はコンクリート造建物として判定します。).

●「②耐火建築物」「④準耐火建築物」および「⑤省令準耐火建物」については、これらに該当することを確認するため「建物構造申告書」をご提出いただきます。

しおり 構造級別判定手順、経過措置を参照

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

【GK すまいの保険(ローン団体扱用)」の場合】

長期一括払に限りです。払込方法は、団体を構成する金融機関等により異なりますので、詳しくは代理店・扱者または当社までお問合わせください。

しおり その他の保険料払込方法(団体扱・集団扱)を参照

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

【GK すまいの保険(ローン団体扱用)」の場合】

保険料はご契約と同時に払い込んでください。なお、ご契約の際に、当社の指定する場所あての保険料の振込依頼書または保険契約者の指定する口座からの振替依頼書を融資金融機関に提出される場合は、保険料の払込みを猶予します。この場合でも、始期日から一定期間内に保険料の払込みがない場合は、保険料を払い込んでいただく前に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。

※当社の認めた集金者を經由して保険料を払い込んでいただく場合等はこの限りではありません。詳しくは代理店・扱者または当社までお問合わせください。

4. 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、すまいの火災保険(以下、4.において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。主契約が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(または押印)ください。

(2) 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。ただし、地震保険は実際の損害の額や修理費用をお支払いするものではありません。次表の「お支払いする保険金の額」をご確認ください。なお、損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合			お支払いする保険金の額
	建物	家財		
	主要構造部(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が	焼失もしくは流失した部分の床面積が	家財の損害の額が	
全損	建物の時価額の50%以上	または 建物の延床面積の70%以上	家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の100%(時価額が限度)
大半損	建物の時価額の40%以上50%未満	または 建物の延床面積の50%以上70%未満	家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険金額の60%(時価額の60%が限度)
小半損	建物の時価額の20%以上40%未満	または 建物の延床面積の20%以上50%未満	家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の30%(時価額の30%が限度)
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満	床上浸水	家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)
		全損・大半損・小半損に至らない建物 が、床上浸水または地盤より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合		

※損害保険会社全社で算出された1回の地震等(注)による保険金の総額が11兆7,000億円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります(2020年7月現在)。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11兆7,000億円}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注)72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

※損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、主契約の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物を含める場合、建物の支払限度額(保険金額)にはこれらの付属物も含まれていますが、付属物のみに損害が発生した場合等は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、代理店・扱者または当社にその旨ご相談ください。

(3) 保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害
- 門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに発生した損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 等

(4) 保険期間、保険料払込方法 契約概要

●主契約の保険期間が5年以下の場合

主契約と同じです。

●主契約の保険期間が6年以上10年以下の場合

主契約の満期日(注)まで1年または5年ずつ自動的に継続されます。なお、地震保険の自動継続時の保険料払込方法は原則として主契約と同じになりますが、口座振替や直接集金の場合は異なることがあります。

(注)自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合、予定継続期間満了日。

(5) 引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料の決定の仕組み等) 契約概要

- 地震保険の対象は「居住用建物」またはその建物に収容されている「家財」です(注)。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。なお、次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 自動車
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

(注)屋外明記物件および家財明記物件には地震保険はセットできません。

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で1万円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地、構造等により異なります。実際にご契約いただく保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。
- 所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。

しおり 地震保険割引の割引率・適用条件等を参照

*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

5. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 建物または家財を収容する建物の情報：所在地、面積、構造、建物形態・用法、建物内の職作業、建築年月^(注)、共同住宅戸室数、建築費または取得価額
 - ② 他の保険契約等に関する情報^(注)：建物を保険の対象とする他の保険契約または共済契約
 - ③ 地震保険の割引に関する情報(該当するいずれかの割引を適用する場合)：免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引
- (注) 保険の対象に建物を含む場合のみ、告知事項となります。

2. 金融機関を代理店・扱者として「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」をご契約される場合のご注意

- (1) 「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」のお申込みの有無が、銀行等とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、当該銀行等で「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」をお申込みいただくことは融資の条件ではありません。
- (2) 「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」は預金等ではなく、元本の返済は保証されていません。また、預金保険制度の対象にはなりません。従いまして、預金利息はつきません。

3. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

- (1) 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、書面でお申出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、必ず当社へ郵送してください(8日以内の消印有効。代理店・扱者、仲立人ではお申出を受け付けることはできません。)。クーリングオフをお申出になる場合の宛先はP.27をご覧ください。次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

【ハガキイメージ】
裏面(記載事項)

- 保険期間が1年以下のご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 質権が設定されたご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

- ① ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ② 保険契約者の住所・署名・電話番号
- ③ 契約申込日
- ④ 保険種類
- ⑤ 証券番号または領収書番号
- ⑥ ご契約の代理店・扱者名
- ⑦ ご契約の取扱営業店名

- (2) クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。
- (3) クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また、代理店・扱者、仲立人および当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ① 建物または家財を収容する建物の構造を変更したこと
- ② 建物または家財を収容する建物の用法、建物内の職作業を変更したこと
- ③ 建物または家財の所在地を変更したこと
- ④ 建物の増築、改築、一部取りこわしまたは事故による一部滅失によって延床面積が増加または減少したこと

- (2) 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合は、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、当社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ① 建物または家財の所在地が日本国外となった場合
- ② 建物が居住の用に供されるものでなくなった場合
- ③ 家財のすべてを事業用(設備・什器^{じゅう})として使用した場合

- (3) 次の場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

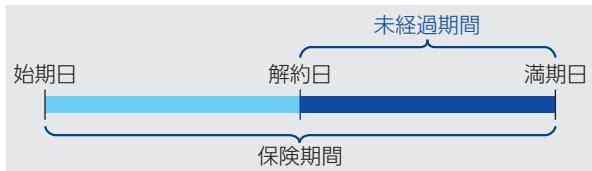
- ① 建物等を譲渡(売却、贈与等)する場合
- ② 保険証券記載の住所または電話番号を変更した場合
- ③ ご契約後に建物または家財の価額が著しく減少した場合
- ④ (1)【通知事項】のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合 等

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社までお申出ください。ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。



しおり 失効について、保険金支払後の保険契約(ご契約が終了する場合等)を参照

その他ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

しおり 事故が起こった場合の手続き(当社へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類) 代理請求人制度を参照

2 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

1	当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
2	提携先等の商品・サービスの例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

3 契約取扱者の権限 **注意喚起情報**

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

4 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 継続契約について

保険金請求状況などによっては、継続契約の補償内容を変更させていただくことがあります。また、当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります(自動継続契約については、当社より自動継続を中止することがあります。)。あらかじめご了承ください。

6 共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

7 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)(またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合、損害保険会社が破綻したときでも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

8 現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約のご注意

これまでご契約されていた火災保険(当社のご契約に限りません。)を満期日前に解約し、今回新たに当社でご契約される場合、補償内容、保険料および付帯サービス等が変更となることがあります。以下の不利益が生じる可能性について事前にご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

- ・ ご契約当時から複数回の保険料改定が実施され、または過去に適用していた割引が変更または廃止されたことにより、今回新たにご契約される場合に保険料が大幅に高くなる場合があります。
- ・ 商品改定により、現在の火災保険商品で選択可能な最長の保険期間は、過去の火災保険商品よりも短縮されており、長期契約における保険料面のメリットが小さくなっています。
- ・ 商品改定により、家財の保険の対象の範囲が変更となり、補償対象外となるものがあります。

しおり 保険金額の一部取消、保険証券および控除証明書の確認・保管、保険期間中における特約のセット、割増・割引の適用等を参照

用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語説明

力行 家財	生活用動産をいい、業務 ^(注) の用にのみ供されるものを除きます。 (注)業務には、保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を含みません。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
共同住宅	一つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。戸室とは1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいい、貸室に限らず建物の所有者または管理人等が居住している戸室もこれに含まれます。
居住用建物	建物の全部または一部で現実的に世帯が生活を営んでいる建物。建築中の建物ならびに常時居住の用に供しう状態にある別荘(営業用を除きます。)および空家(売却用を除きます。)を含みます。
稿本	本などの原稿をいいます。
サ行 再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
残存物 取付け費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取付けに必要な費用で、取壊し費用、取付け清掃費用および搬出費用をいいます。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、保険証券記載の建物が共同住宅である場合には、その共用部分を含み、第三者が占有する戸室を除きます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族 ^(なだれ) をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 ^(なだれ) をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

用語説明

サ行 全焼・全壊	「保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積(汚損および水ぬれ損を被った部分の床面積を除きます。)」が、「保険の対象である建物の延床面積」の80%以上である損害をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象に発生した損害を含みます。
タ行 建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備は含まれません。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ハ行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
標準評価額	建物の所在地、構造、延床面積により算出された評価額をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき金額をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。
マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

1.ご注意いただきたい事項

- 「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」は、団体扱(ローン利用者)特約付すまいの火災保険のペットネームです。
- 「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」は、住宅ローン等をご利用の方向けの保険です。
- 保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造・用法・建築年月、払込方法等によって決まります。詳しくは代理店・扱者または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2.団体扱(ローン利用者)割引について

- ローン借入先金融機関等における火災保険取扱件数等に応じて適用される割引(「団体扱(ローン利用者)割引」)です。詳しくは、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3.銀行等が代理店・扱者となる場合のご注意

- 「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」のお申込みの有無が、銀行等とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、当該銀行等で「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」をお申し込みいただくことは融資の条件ではありません。

4.共同保険について

- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。
【三井住友海上(幹事会社)】引受割合 70% 【あいおいニッセイ同和損保】引受割合 20% 【東京海上日動】引受割合 10%

- このパンフレットは、「GK すまいの保険(ローン団体扱用)」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等をご覧ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- グランドタイプをご契約いただく場合は商品内容が異なりますので、グランドタイプ専用パンフレットをご覧ください。
- 保険の対象である建物の共有者を記名被保険者に追加される場合には、保険申込書にすべての記名被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずお伝えください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」を必ずご確認ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口	指定紛争解決機関
当社へのご相談・苦情がある場合 下記にご連絡ください。 三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277(無料) 受付時間 平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00 ※年末年始は休業させていただきます。 ※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。	当社との間で問題を解決できない場合 当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808 ・受付時間 平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。) ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ・おかけ間違いにご注意ください。 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)
事故が起こった場合 遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く 三井住友海上事故受付センター 0120-258-189(無料)	

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 (お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
 電話受付時間 平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00(年末年始は休業させていただきます)
<https://www.ms-ins.com>

- ご相談・お申込先



三井住友信託銀行



三井住友トラスト・ライフパートナーズ

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-1
 TEL 0120-500-129